（履行保証金の供託等に係る特例を適用する場合の規定の読替え）

第三十六条の三　法第五十八条の二第一項の規定により資金移動業者が特例対象資金移動業について一括供託（同条第五項第四号に規定する一括供託をいう。）をしている場合における当該特例対象資金移動業についての第十一条、第十四条の二、第十九条、第二十一条の六、第二十一条の七、第二十一条の九、第二十一条の十、第二十一条の十三及び第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］		
第十一条第七項	第四十三条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項
	第四十七条第一号	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十七条第一号
	第四十四条	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十四条
	第四十五条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項
	第四十五条の三第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の三第一項
	第四十五条の四第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の四第一項
	第四十五条の五第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の五第一項
第十四条の二	第十五条	第十七条の三第三項の規定により読み替えて適用する令第十五条
第十四条の二第一号	履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日（令第十七条第一項第一号に規定する算定日をいう。以下同じ。）	直前の基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規定する基準日等をいう。第十九条第八号イ、第二十一条の七第四号イ、第二十一条の十第三号イ及び第二十一条の十三第十号イにおいて同じ。）
［略］		

（履行保証金の供託等に係る特例を適用する場合の規定の読替え）

第三十六条の三　法第五十八条の二第一項の規定により資金移動業者が特例対象資金移動業について一括供託（同条第五項第四号に規定する一括供託をいう。）をしている場合における当該特例対象資金移動業についての第十一条、第十四条の二、第十九条及び第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］		
［同上］	［同上］	
	［加える。］	
［同上］		
［同上］		
［加える。］		
［加える。］		
［加える。］		
［同上］		
［同上］	［同上］	直前の基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規定する基準日等をいう。第十九条第八号イにおいて同じ。）
［同上］		